

政令第 号

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六条第一項、第三十三条第四項、第三十九条第一項、第七十五条第五項、第九十四条の五第二項（同法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条の二第二項及び第百二条第一項、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第九条第二項、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第四条第一項ただし書、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第七十四条第一項ただし書並びに自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「第七十五条第一項、第五項及び第六項」を「第七十五条第一項、第七項及び第八項」に改め、同条第六項の表上欄中「第九十四条の五第五項」を「第九十四条の五第七項」に、「第九十四条の五の二第三項」を「第九十四条の五の二第四項」に、「及び第六項」を「及び第八項」に改め、同条を第十五条とする。

第九条を第十四条とし、第八条を第十三条とし、第七条の二を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（納付の有無の事実を確認する方法）

第十二条 法第九十七条の二第二項の納付の有無の事実の確認は、国土交通省令で定めるところにより、電磁的方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（完成検査終了証に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第九条 法第七十五条第一項の申請をした者は、同条第五項の規定により完成検査終了証に記載すべき事

項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た法第七十五条第一項の申請をした者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保安基準適合証等に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第十条 指定自動車整備事業者は、法第九十四条の五第二項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た指定自動車整備事業者は、当該依頼者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、保安基準適合証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該

依頼者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第九十四条の五の二第二項において法第九十四条の五第二項の規定を準用する場合について準用する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条中「前二条」を「第二条又は前条」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（譲渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第三条 自動車を譲渡する者は、法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た自動車を譲渡する者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、譲渡証明書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人

が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(道路運送車両法関係手数料令の一部改正)

第二条 道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

表第十号中「完成検査終了証の提出」の下に「(法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)」を、「自動車検査証返納証明書」の下に「の提出」を、「とともに保安基準適合証の提出」の下に「(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)」を、「並びに限定自動車検査証」の下に「の提出」を、「限定保安基準適合証の提出」の下に「(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)」を加え、表第十一号中「提出がある自動車並びに限定自動車検査証」を「提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)」がある自動車並びに限定自動車検査証の提出」に改め、「限定保安基準適合証の提出」の下に「(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)」を加える。

(自動車登録令の一部改正)

第三条 自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「(以下)」を「(次項において)」に改め、同条第二項中「用いて」を「用い又は電気通信回線を通じて」に改める。

第十条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、運輸監理部又は運輸支局に出頭することを要しない。

第十四条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条に次の二項を加える。

3 申請人は、道路運送車両法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、第一項の申請書にその旨を記載することをもつて同項第一号の書面(譲渡証明書に限る。)の提出に代えることができる。

4 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請

書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

第十六条の見出しを「（印鑑に関する証明書の添付）」に改め、同条第一項中「であつて市町村又は特別区の長の証明を得たもの（申請人又はその第三者が法人であるときは、その代表者の印鑑であつて法人の登記に関し印鑑を提出した登記所の証明を得たもの。以下この項において同じ。）を添附し」を「に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。以下この条において同じ。）を添付し」に改め、同項ただし書中「抹消した」を「抹消した」に、「であつて市町村又は特別区の長の証明を得たもの」を「に関する証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

第二十一条第一項第三号中「当事者」を「第十条ただし書に規定する場合を除くほか、当事者」に改め、同項第五号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

(自動車損害賠償保障法施行令の一部改正)

第四条 自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条中「自動車損害賠償保障法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

(自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第一条 自動車損害賠償保障法(以下「法」という。)第九条第一項本文の処分を受けようとする者は、同条第二項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、保険会社に対して書面又は電磁的方法により委託しなければならない。

第十二条中「第二条」を「第一条、第二条」に改め、「規定中」の下に「「自動車損害賠償責任保険証明書」とあるのは「自動車損害賠償責任共済証明書」と、」を加える。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百二十九号)の一部を次の

ように改正する。

第二条の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（預託証明書に相当する通知）

第八条の二 法第七十四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該自動車に係る再資源化預託金等が

預託されていることを証明する旨の通知であつて、資金管理法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）から電気通信回線を通じて登録情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十二月二十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法の施行前に改正法第一条の規定による改正前の道路運送車両法第三十三条第一項の規定により自動車の譲受人に譲渡証明書を交付した者（次項において「譲渡証明書交付者」という。）は、改正法附則第二条第一項の規定により当該譲渡証明書に記載されていた事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該自動車の譲受人の書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た譲渡証明書交付者は、当該自動車の譲受人から書面又は電磁的方法により

、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、当該譲渡証明書に記載されていた事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該自動車の譲受人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第三条 改正法の施行前に改正法第一条の規定による改正前の道路運送車両法第七十五条第四項の規定により完成検査終了証を発行し、これを自動車の譲受人に交付した者（次項において「完成検査終了証交付者」という。）は、改正法附則第四条の規定により当該完成検査終了証に記載されていた事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、改正法第一条の規定による改正後の道路運送車両法第七十一条又は第五十九条第一項の申請をする者（次項において「申請者」という。）の書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た完成検査終了証交付者は、申請者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、当該完成検査終了証に記載されていた事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、申請者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

理 由

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路運送車両法施行令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。